

証券コード 2749  
平成30年3月8日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号  
**株式会社 JPホールディングス**  
代表取締役社長 荻田和宏

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会は、株主からの請求を受けて開催するものであり、上程されている議案は当該株主から提案された議案になります。

なお、議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載の通りでありますが、**当社取締役会は、株主からの提案議案に反対**いたします。当社取締役会の株主提案議案に対する考え方については6頁から7頁をご参照ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、是非株主の皆様におかれましては**当社取締役会の意見にご賛同いただき**、書面またはインターネットにより**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテル メルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」

### 3. 目的事項

#### 決議事項

##### 【株主提案】

議 案 取締役1名解任の件（解任対象取締役 荻田和宏）

※議案の要領及び提案の理由は、後記の「株主総会参考書類」に記載の通りであります。

#### 4. 議決権行使にあたってのご注意

##### (1) 株主提案議案について

本臨時株主総会の議案は、株主提案に係る議案のみとなります。その内容は、後記の「株主総会参考書類」に記載しておりますが、**当社取締役会は、当該議案に反対しております**。当社取締役会の考えにご賛同いただける場合、当該議案には「否」の議決権行使をお願いいたします。

##### (2) 議決権行使期限について

書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使は、**平成30年3月22日（木）午後6時到着（受付）分まで**受付いたします。

特に、書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合、郵便事情により通常の郵便よりお時間がかかりますので、お早めに議決権行使書を返送いただきますようお願いいたします。

なお、当日ご出席いただける場合には、予めのお手続きは不要です。当日は議決権行使書用紙をご持参ください。

#### 5. 招集にあたってのその他の決定事項

- (1) 議決権行使書により、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効といたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使されました場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使されました場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議案に対して、賛否の表示がない場合は、議案について「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、本臨時株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面にてご通知ください。
- (6) 議決権行使書及びインターネットによる議決権行使により決議の結果が明らかではない場合、議場における投票の方法による議案の採決を実施します。この場合において、議案に対し賛否の表示がされていない場合には、議案について「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- (7) 個人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として①～③の書類のご提出が必要となります。
- ①代理人様ご本人の議決権行使書用紙
  - ②代理権を証する書面（委任をされる株主様ご本人の署名または記名押印のある委任状）
  - ③当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他いずれか委任をされる株主様ご本人を確認するための公的書類の写し
- (8) 法人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として①及び②の書類のご提出が必要となります。
- ①代理権を証する書面（法人代表者の署名または記名押印のある、委任状または職務代行通知書）
  - ②当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙または委任状・職務代行通知書に押印された印鑑の印鑑登録証明書
- (9) 代理人様の人数は、当社定款第15条第1項の定めにより、本臨時株主総会における議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

※なお、「株主総会参考書類」の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.jp-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

以 上

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

### 臨時株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日 時** 平成30年3月23日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

**場 所** 名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテル メルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」

### 郵送で議決権をご行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成30年3月22日（木曜日）午後6時到着分まで

### インターネットで議決権をご行使される場合

---



パソコン、スマートフォン等（一部の携帯電話からはご利用頂けない場合があります。）から議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成30年3月22日（木曜日）午後6時受付分まで

- (1) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって、ご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) **行使期限は平成30年3月22日(木曜日)午後6時受付分まで**であり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の臨時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

以 上

#### (ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

本臨時株主総会は、当社の株主である株式会社S S B Fコンサルティングサービス、J Cテクノロジー株式会社及び株式会社F S（以下、3社を総称して「請求人ら」といいます。）の請求を受けて開催されるものであり、以下の議案は、かかる請求人らが本臨時株主総会の目的事項とすることを請求したものであります。

### 【株主提案】

#### 議案 取締役1名解任の件（解任対象取締役 荻田和宏）

##### 1. 請求人らによる提案の理由の概要

平成29年11月16日付の第三者委員会による調査報告書（要点版）（当社ホームページに掲載）の内容によれば、取締役荻田和宏は、当社のコーポレート・ガバナンスを担う役員として不適切かつ不適格な人物であるため、即時に当社の取締役から解任されるべきである。

##### 2. 議案の要領

解任対象取締役を解任する。

**<議案に対する当社取締役会の意見>**  
**当社取締役会は、本議案に「反対」いたします。**

理由は次の通りであります。

#### (1) 荻田取締役を解任する理由がないこと

請求人らは、当社がホームページにて掲載した平成29年11月16日付の第三者委員会による調査報告書（要点版）によれば、取締役荻田和宏（以下「荻田取締役」といいます。）によるパワーハラスメントまたはセクシュアルハラスメントに該当する行為の存在が推認されることを理由として、本株主提案に及んでおりません。

しかしながら、平成29年12月22日に公表いたしました「第三者委員会調査報告書に基づく当社の対応に関するお知らせ」（以下「当社対応プレスリリース」といいます。）に記載の通り、第三者委員会による報告書（以下「本報告書」といいます。）は、荻田取締役の行為が状況や頻度等によってはハラスメントに該当し得ると指摘するにとどまるものであり、当社は、本報告書の記載内容を根拠として荻田取締役に取締役としての適格性がないとすることはできないと判断しております。

なお、当社対応プレスリリースに記載の通り、当社は、本報告書において上記

指摘がなされたこと自体を真摯に受け止め、コンプライアンス強化のための関連規程の整備及び通報制度の窓口の明確化等を既に行っており、また、今後も、荻田取締役及び当社役員が中心となり、ハラスメントを断固として許さない環境づくりへの取り組みとして、当社対応プレスリリースに記載の各施策を引き続き進めてまいります。

## (2) 当社グループの中長期的な企業価値向上の観点からは荻田取締役を解任すべきではないこと

当社グループにおいては、保育所の新規開設に要する設備資金等は金融機関からの借入れ等により調達しているため、かかる資金調達を適時に実施することが当社グループの中長期的な成長のための重要なファクターとなっております。この点に関し、平成29年11月22日に開催された当社臨時株主総会（以下「前回臨時株主総会」といいます。）の招集請求を受け、当社は、これまで取引のあった複数の金融機関から、前回臨時株主総会の結果如何によっては長期の貸付けが困難となる可能性があること等の伝達を受けておりましたが、前回臨時株主総会の結果及び当社の株主構成の変更等を受け、そのような状況に改善がみられました。しかしながら、今般、本臨時株主総会の招集請求を受け、**金融機関から、本臨時株主総会において本株主提案が可決された場合には、現経営体制が変更となる可能性があることから、長期の貸付けを実行することが困難となる可能性がある旨の伝達を受けております。**仮に、長期の借入れが困難となった場合、新たな保育所の開設が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与え、ひいては持続的な企業価値の向上を損なう可能性があります。

また、荻田取締役は、代表取締役に就任して以降、当社グループの中長期での持続的な成長を見据え、組織体制の整備、安全管理体制の強化、働きやすい労働環境の実現、各施設の収益性の改善、保育士の離職抑制及び採用促進など、**従前手当てが不十分であった様々な課題を解決していくとともに、新たな収益基盤の拡大に取り組んでおります。**具体的な取り組みの内容については、当社の有価証券報告書及び決算説明会資料のほか、平成29年11月16日に当社ホームページにて掲載いたしました「議決権行使助言会社グラスルイス及びISSのレポートについて」等も併せてご参照ください。

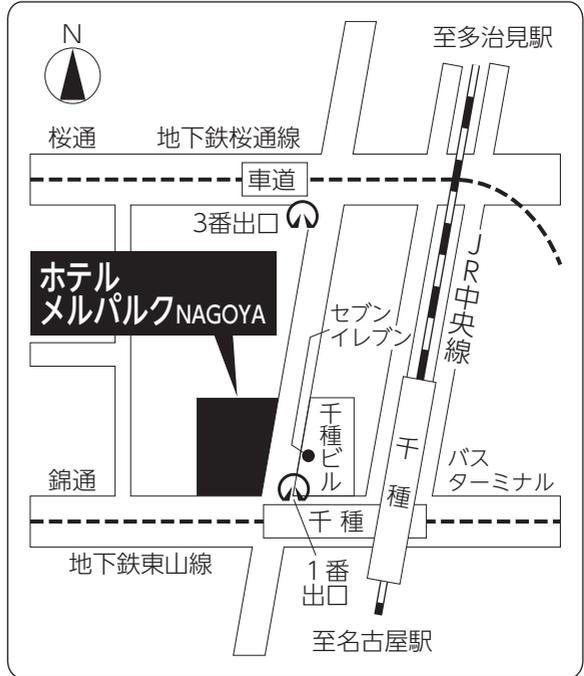
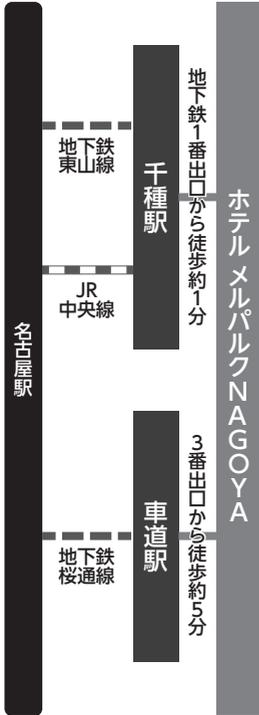
このような取り組みを継続・発展させ、当社グループの企業価値の一層の向上を目指すには、引き続き荻田取締役が取締役として職務を執行することが不可欠であると考えております。

**以上の理由により、当社取締役会は、請求人らによる「議案 取締役1名解任の件（解任対象取締役 荻田和宏）」に反対いたします。**

以 上

# 株主総会会場ご案内図

名古屋市東区葵三丁目16番16号  
ホテルメルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」  
(TEL:052-937-3535)



- 地下鉄** 東山線—千種（1番出口）下車、西へ徒歩約1分
- 桜通線—車道（3番出口）下車、南へ徒歩約5分
- J R** 中央線—千種（地下鉄1番出口）下車、西へ徒歩約1分

\*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。